

下條村地域おこし協力隊(そば打ち)募集要項

令和4年4月1日採用(受付期間10月1日~12月28日)

はじめに

【下條村というむら】

下條村は、長野県の最南端下伊那郡のほぼ中央に位置し、飯田市から車で20分、三遠南信自動車道 天竜峡 I.C から車で5分の位置にあります。

総面積は、38.12 km²、周囲 30.06km、標高 332mから 828mの間に 34 の集落が点在する小さな村です。

気候は、冬比較的温暖で、雪も少ないのが特徴で、通年プレーのできるゴルフ場もあります。

主産業である農業はリンゴ・ナシ・市田柿などの果樹、菌茸類の栽培が盛んです。また、隣の飯田市への通勤者も多く、ベッドタウン化も見られます。

【当地域の最近の動き】

リニア中央新幹線は、東京一名古屋間の 2027 年開通を目指して、工事が始まりました。隣の飯田市へは長野県駅ができ、東京まで 40 分、名古屋までは 20 分の距離になります。また、三遠南信自動車道 (飯田-浜松間 100Km)が全線開通すれば浜松まで 90 分と時間距離が大幅に短縮されます。

【課題と地域おこし協力隊への期待】

本村の農業は、農地が 332mから 828mに位置しており、中山間地域で圃場面積も小規模でありながら、良質な水稻・果樹・野菜の産地として発展してきました。近年、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足による不耕作地が増加しています。

村では、その解消のため、そば栽培を奨励し、生産されたそばを村の玄関口に聳える『そばの城』(国道151号線沿いの道の駅「信濃路下條」に隣接)で、観光客に振舞い、交流人口の増加による消費拡大、生産活動の活性化に努めて参りました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で大型バスでの観光客が減少するなど、消費の縮小による、生産意欲の停滞、地域経済への影響が心配されています。

新たな取組みとして、村を挙げてそば打ちの振興を図り「そばの村」を目指すこととし、以下に示す志を持った地域おこし協力隊員を募集します。

- ① そば打ちの技術を習得し、そば打ちの振興、消費拡大を図り、「そばの村」を目指して積極的に活動して頂ける方。
- ② 近い将来、村内に手打ちそばを提供する店舗を開業するなど、経済的自立を図り、豊かな人生を切り開いていきたいとの思いのある方。
- ③ 地域コミュニティに参画し、地域の担い手の一人として、地域づくりに貢献したいとの思いのある者。

募 集 要 項

項 目	内 容
雇 用 関 係	あり 最終選考後、任用期間の決定
業 務 概 要	<p>(1)そば打ち技術の習得。 技術習得後は、美味しい手打ちそばの提供。 そば打ち技術の普及。</p> <p>(2)インターネット、SNS等を活用した「そばの城」等のリアルタイムな情報発信による誘客促進。</p> <p>(3)マーケティングによる「そばの城」利用客の拡大。</p>
募 集 対 象	<p>(1)年 齢 等 令和 4 年 4 月 1 日現在で 20 歳以上概ね 45 歳未満の方</p> <p>(2)性 別 問わない</p> <p>(3)住 所 要 件 三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県のうち、条件不利地域を除く)から下條村に拠点を移し、住民票を下條村へ異動できる方</p> <p>(4)資 格 普通自動車免許 パソコンの操作のできる方(ワード・エクセル等)</p> <p>(5)そ の 他 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、自身も住民とともに地域活動に積極的に参加できる方</p> <p>(6)上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、募集対象者とししない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人、被補佐人 ・禁固以上の刑に処させられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党等の団体を結成し、又はこれに加入した者
募 集 人 員	1 名
勤 務 場 所	下條村役場 及び 株式会社そばの城(第三セクター)

勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日 週5日間 ・勤務時間 原則8時30分から17時00分(1日7時間30分) ・休日 週2日 祝休日出勤は、代替休暇対応とします。 ・休暇 下條村会計年度任用職員に準ずる。
雇用形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・下條村会計年度任用職員として、村長が委嘱 ・任用期間は原則1年間とし、協議により延長あり、(最長3年間) ・詳細は下條村地域おこし協力隊設置要綱による。
賃金等	<p>月額 181,000円(令和3年4月時点)</p> <p>賞与 2.6ヶ月以内(年間)</p>
待遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ① 住居は、村内の村営住宅等で借上げ料は、村が負担します。(上限あり) ② 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。 ③ 業務上必要となる自動車・PC・消耗品・備品は村で貸与します。 ④ 活動に係る経費は、協議の上、予算の範囲内で村が負担します。 ⑤ 上記以外の経費は自己負担となります。 例:住居に係る光熱水費、引っ越し等に要する経費、生活に必要な家具類
申込受付期間と方法	<p>郵便にて以下のものを送付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申込用紙(HPからダウンロードしてください。) ② 履歴書(市販のもので構いません、写真添付) ③ 現住所の住民票 ④ 作文(応募の動機等 600字～800字)
参考URL	<p>下條村ホームページ</p> <p>http://www.vill-shimojo.jp</p>

<p>審査方法</p>	<p>(1) 第 1 次選考（書類・作文審査） ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。</p> <p>(2) 第 2 次選考（面接試験） 第 1 次選考合格者を対象に、下條村役場にて面接試験を実施します。健康診断書を同時に提出してください。 * 第 2 次選考までの旅費・経費等は、自己負担となります。</p> <p>(3) 最終選考 第 2 次選考終了後、合格者には文書で通知します。</p>
<p>備考</p>	<p>応募について、お気軽にお問い合わせください。 【応募・お問い合わせ先】 399-2101 長野県下伊那郡下條村睦沢 8801 番地 1 下條村役場 総務課企画財政係 宛</p> <p>TEL 0620-27-2311 FAX 0260-27-3536 E メール sjkizai@vill-shimojo.jp</p>